

「神戸市公有財産規則の特例に関する規則」の一部を改正する規則（案）の概要

1. 改正の概要

神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成 13 年 7 月規則第 28 号）に規定する貸付料の減額の特例及び延納の特約をする場合の利息の特例※に関して、別表第 1（第 2 条関係）に定める区域に「(5) 西神第 4 地区工業団地の区域」及び「(6) 西神第 2 流通業務団地の区域」を追加し、令和 8 年 4 月以降も継続するため、規則の失効する日を「令和 8 年 3 月 31 日」から「令和 9 年 3 月 31 日」とする改正を行う。

※ 神戸市への企業進出を促進するため、貸付料の傾斜減額を可能とする特例及び分割納入時の利息を基準割引率および基準貸付利率とする特例を定めるもの。

2. 施行予定日

公布の日から施行する。（令和 8 年 3 月下旬）